

## 島田市ごみ減量資源化推進事業奨励金交付要綱

平成7年3月31日

(趣旨)

第1条 市長は、廃棄物の再利用を促進しその減量化を図るため、資源として再利用できる古紙の廃棄物（以下「古紙資源」という。）を分別し、古紙資源の専用の集積場（以下「集積場」という。）へ排出する地域組織に対し、予算の範囲内においてごみ減量資源化推進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 奨励金の交付対象は、自治会又は町内会等とする。

(交付対象品目)

第3条 奨励金の交付対象となる古紙資源は、新聞紙、段ボール及び雑誌又は雑紙とする。

(排出方法)

第4条 交付対象品目ごとに、白い紙紐で縛り、自治会又は町内会等が定めた集積場に排出するものとする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 新聞紙 重量1キログラムにつき2円として算定した額
  - (2) 段ボール 重量1キログラムにつき1.5円として算定した額
  - (3) 雑誌又は雑紙 重量1キログラムにつき1円として算定した額
- (重量の算定)

第6条 市長は、自治会又は町内会等が管理する集積場から古紙資源を回収し、自治会又は町内会等ごとに重量を計量するものとする。

(交付先の確認)

第7条 奨励金の交付対象となる自治会又は町内会等は、予め振込口座確認書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定)

第8条 市長は、前年度3月1日から当該年度2月末日までの1年間の古紙資源の重量及び第5条の規定に基づき、ごみ減量資源化推進事業奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この施行は、平成24年11月1日から施行する。
- 3 この施行は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

振込口座確認書

（自治会又は町内会名）自治会又は町内会

年 月 日

前年度振込先

金融機関名	
種別	前年度の金融機関名、種別、 口座番号、フリガナ、口座名義人 を予め記入
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

上記振込先に変更がある場合は、下記に必要事項を記入してください。

金融機関名	
種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第2号（第8条関係）

ごみ減量資源化推進事業奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 号

年 月 日

様

島田市長

年度（ 年3月1日から 年2月末日）ごみ  
減量資源化推進事業奨励金の交付について、次のとおり決定及び確  
定します。

交付決定及び交付確定金額 円